

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成21年5月22日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象団体 財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
- 2 監査期間 平成21年4月14日から同年5月21日まで
- 3 監査対象範囲 平成20年度財政的援助、出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 今回の監査は、平成20年度財政的援助、出資及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。